

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	8	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	8）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等の都道府県経由事務の廃止

提案団体

新潟県、栃木県、群馬県、全国知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等について、都道府県経由を不要とし、養成施設が直接、厚生労働大臣（地方厚生局長に権限委任済）等に申請等を行う形にすることを求める。

具体的な支障事例

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設は、厚生労働大臣等が指定することとされている（栄養士法第2条、第5条の3）が、指定の申請等は、都道府県を経由して提出することとされている。申請書類等の確認に当たっては、厚生労働省から指導要領が示されているものの、適否の判断が難しく、養成施設から個別具体的な事例に関する照会がある度に地方厚生局に確認する必要があるなど、対応に多くの時間を要している。
なお、養成施設の指定に係る都道府県の経由を廃止した場合でも、指定後に、養成施設に関する情報を国から都道府県に共有することで、特段の支障は生じないと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

養成施設から申請書類等について問合せを受けた際、都道府県から地方厚生局に都度確認しなければならず、回答に時間を要することから、養成施設から度々催促や苦情を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

養成施設においては、直接、地方厚生局とやり取りができるようになることから、指定までの期間の短縮につながるなど、利便性が向上する。また、都道府県においても、養成施設の指定に係る事務が不要となることから、事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法第2条、第5条の3
栄養士法施行令第9条、第12条、第13条、第14条、第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、神奈川県、長野県、兵庫県、奈良県

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	14	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	14 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

調理師免許に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

調理師免許に係る学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。

具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

具体的な支障事例

調理師免許の付与には、調理師法の規定により申請者が学校教育法第 57 条に規定する者であること（以下「高等学校入学資格」という。）を確認する必要がある。このため、調理師試験出願の機会を捉え、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。

出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後 20 年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。

また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。

この調理師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとも

に、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。
加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

根拠法令等

調理師法第3条第2号、第3条の2第1項
学校教育法第 57 条
学校教育法施行規則第 28 条
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン(令和5年 11 月 10 日デジタル庁)
指導要録の電子化について(令和4年2月 25 日文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、鹿児島市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	15	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	15 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

製菓衛生師試験に係る学歴要件の電磁的な証明又は確認を可能とすること

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師試験受験における学歴要件を確認する手続について、学籍に関する記録をデジタル化して国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）とオンラインでデータ連携することにより、学歴を出願者が電磁的に証明したり、試験実施機関が電磁的に確認したりすることが可能となるような措置を求める。

具体的には、戸籍情報について、市区町村戸籍情報システムとオンラインでデータ連携する戸籍情報連携システムを法務省において構築した上で、国家資格システムと連携しているものと同様のシステムをイメージしている。

具体的な支障事例

製菓衛生師試験の受験には、製菓衛生師法の規定により受験者が学校教育法第 57 条に規定する者であること（以下「高等学校入学資格」という。）を確認する必要がある。このため、試験実施機関から出願者に中学校卒業証明書等の提出を求めて高等学校入学資格を確認しているが、このことが出願者及び試験実施機関双方の負担となっている。

出願者には、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受けるのに時間的・費用的な負担が生じている。特に卒業から相当の期間が経過している者については、卒業した学校の廃校、統合等により交付手続が複雑となる場合や、卒業後 20 年を経過したことにより学籍情報が保管されていない場合もある。また、婚姻による氏名の変更等により卒業証明書記載氏名と出願者氏名が一致しない場合には、同一人であることを証するために戸籍関係書類等の提出も必要となり、大きな負担となっている。

また、試験実施機関においても、提出された中学校卒業証明書等の記載事項の確認や提出書類が不足している場合の出願者への連絡・説明、再提出書類の確認等の複雑な事務作業が生じ、多くの時間を費やしている。

この製菓衛生師試験の出願手続については、国家資格システムによるデジタル化の対象とされているものの、中学校等の学籍に関する記録がデジタル化されて国家資格システムとオンラインでデータ連携されない限り、高等学校入学資格の確認手続をデジタル完結で行うことができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出願者からは、「卒業した学校が遠方なため、取得に時間がかかる」、「過疎で廃校になり、連絡先が分からない」、「外国籍であり通称名で中学校を卒業している場合の必要書類は何か」などの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

出願者にとって、卒業した中学校等から卒業証明書の交付を受ける時間的・費用的な負担が軽減されるとともに、試験実施機関においても、出願者への連絡・説明や書類のやりとり等の事務作業が軽減される。加えて、国家資格システムにより各種申請手続がデジタル化される他の国家資格における学歴要件の確認手続がデジタル完結となる波及効果も見込まれる。

根拠法令等

製菓衛生師法第4条第1項、第5条第2号
学校教育法第 57 条
学校教育法施行規則第 28 条
国家資格等情報連携・活用システム地方公共団体向けガイドライン（令和5年 11 月 10 日デジタル庁）
指導要録の電子化について（令和4年2月 25 日文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、岐阜県、山口県、高知県、鹿児島市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	55	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	55）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携

提案団体

指定都市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。

具体的な支障事例

生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。
また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、そのまま生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状では収入認定変更業務に効果的に活用できていない。
現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムと年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約 26,000 件、12 月に年金給付金約 16,000 件の金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間に行うことになる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

生活保護法第 29 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の 26、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っており、現場職員の負担となっている状況は一緒。標準化システムと年金機構から提供されるデータ連携が行えるようにし、現場職員の負担軽減を図る主旨に賛同する。

○当市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。

○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。

○被保護世帯のなかには年金改定額通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための挙証資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。

○当市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

○受給者の中には、施設入所中、長期入院中、障害等の理由で年金額改定通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金額改定通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。

○現況として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができない為、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考ええる。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、当市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は969世帯、1,019名である。

○年金額改定の時期には改定通知書の収受、認定替えの処理など職員の事務負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催告します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能となれば相当の事務軽減になることは間違いないと考えます。

○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化に、年金額の変更反映が対応されれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。

○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	95	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	95 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続（申請書類）の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁長官文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が増えるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ，Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。

広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	97	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	97 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

高校生等奨学給付金のオンライン申請における高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien）との一体化等

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校等就学支援金のマイナンバー利用開始に伴って、同支援金支給事務のため取得した税情報を高校生等奨学給付金支給事務に利用できるよう、制度の見直しを図ること。
さらに、高校生等奨学給付金を申請するに当たって、申請者の利便性を考慮し、国主導となって高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien）の申請と一体のオンライン申請システムを導入すること。
加えて、申請者にとってわかりやすい制度にするため、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせること。

具体的な支障事例

高校生等奨学給付金の対象者については、高等学校等就学支援金の受給資格を有する者を前提としているなど、制度上両制度は密接な関係にあることから、国が主導となって一体となったシステムを構築することにより、地方自治体の財政力に関わらず、申請者の利便性を向上させることができるため。
また、本制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るものであり、授業料支援制度である高等学校等就学支援金と一体となり、保護者等に案内がされているが、本制度は、「保護者等が在住する都道府県」に申請を行う一方で、高等学校等就学支援金は「生徒が在学する学校のある都道府県」に申請を行う制度となっており、両制度で申請先の都道府県が異なっている。これにより、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私学では、私立高等学校等や保護者等の手続等が煩雑になっており、見直しを求める声がある。特に各私立高等学校等においては、生徒の保護者等が在住する都道府県を確認し、個別に当該保護者等の在住する都道府県における高校生等奨学給付金制度を保護者等に周知する必要性があり、手続が極めて煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

高等学校就学支援金システムと一体となった、オンラインシステムを導入することで、高校生等奨学給付金での申請にあたって、申請者の利便性の向上とともに、支給事務の効率性も上がることが想定される。
また、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせることで、申請者にとって分かりやすい制度となり、都道府県や私立高等学校等における事務の軽減にもつながる。

根拠法令等

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項

高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱第3条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、石川県、長野県、高知県、熊本市、宮崎県

○申請者が直接 WEB 上で申請することにより、個人情報に記載された書類の紛失などの事務リスクを軽減できる。また、WEB 申請にはマイナンバー等個人情報を取扱うため、機密性の高いシステム構築が求められ、単独でのシステムの導入や改修には高額な費用がかかる。

○奨学給付金については、申請先が保護者等が存在する都道府県であるため、当県の手続について全都道府県に対し周知を行っている現状がある。また、生徒と保護者等が当県に在住する場合には、手続に関する問合せは学校に一任することができるが、保護者等が当県外にいる場合には、担当課で問合せの対応をする必要があり、職員の事務負担の一因となっている。就学支援制度と窓口が一本化され、かつ、オンライン申請が可能となれば、申請者にとっても分かりやすく、都道府県・学校にとっても負担軽減に繋がる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	102	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	102 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体中間サーバー（データベース（DB））への税情報の速やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと
（例：市町村により混在しているデータ反映のための日次処理と月次処理を日次処理に統一等）

具体的な支障事例

【現状・具体的な支障事例】
高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、（A）課税証明書等の提出書類、（B）マイナンバーを利用した税情報照会のいずれかにより保護者等全員の課税状況確認を行っている。マイナンバーカードの普及に伴い、当県での確認（年間約 200,000 件）対象となる保護者等の多くが（B）による申請である。
所得が無い場合、課税証明書取得の際にはその旨の申告が必要であり、マイナンバー利用による税情報の確認を行う場合も同様に、所得が無い旨を市町村窓口で申告する必要がある。そのことは、各支援制度の申請案内の際に留意事項として保護者等に周知しているが、市町村窓口で課税証明書を取得する場合は、所得が無い旨の申告がまだでも窓口で確認がなされる一方、マイナンバー利用の保護者にとっては、市町村窓口での所得が無い旨の申告のみの手続は漏れやすく、それが照会エラー（年間約 2,000 件）の原因の大半を占めている。
未申告エラーの場合は、①市町村に照会しエラー原因が所得未申告と判明、②保護者等に市町村窓口での申告を依頼、③申告内容がDBに反映して初めて課税状況が確認可能となるが、各市町村税務システムからDBへの反映処理に要する時間の差が大きい（月次処理と日次処理の混在が主要因と考えられる）ため、エラー解消に時間を要し、円滑な審査事務の支障となっている。
その結果、審査期限までにエラー解消ができない見込みである場合は、改めて保護者に連絡し（B）から（A）への変更を依頼せざるを得ない。その場合、自治体においては保護者等への連絡・依頼等の業務増となるとともに、保護者等においてはエラー解消に必要な申告を行ったにもかかわらず、さらに課税証明書の取得・提出まで求められることとなり、負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各市町村の税務システムからDBへの税情報の速やかなデータ反映が可能となることで、就学支援制度の審査

事務の効率化が図られ、職員の負担軽減及び事務の円滑化につながる。
また、保護者等にとって、マイナンバー利用による課税証明書の取得・提出の省略が更に徹底されることとなり、負担軽減となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県でもマイナンバー利用申請の増加に伴い、同様の照会エラーが増えており、正しい税務情報が反映されるまでに時間を要することによる審査事務の支障は発生している。

○保護者等による市町村窓口での申告に係る DB への反映に時間がかかるため、審査期限を考慮して未申告エラーの場合は課税証明書の提出を依頼することとしており、マイナンバーの利点が生かせていない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	137-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	137 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

提案団体

城陽市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢（月齢）に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けされている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に対して有効に検査することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。

○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	137-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	209 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児（3～5歳児）と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期（0～2歳児）における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。
なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。

そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。

特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査等）があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。

年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 27 条
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 17 条
学校保健安全法第 13 条
学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、当市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	139	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	139 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等

提案団体

今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。
その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。

具体的な支障事例

当市において、介護保険負担限度額認定事務（介護保険法第51条の3：特定入所者介護サービス費の支給）における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知（Ⅱ 非課税年金勘案の事務処理）に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1～2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があるため、認定までに更に時間を要する。
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号（別表第二の94）において、「市町村長（情報照会者）は、日本年金機構又は共済組合等（情報提供者）に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知（Ⅱ 非課税年金勘案の事務処理）にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式（年金照会画面に「非課税年金情報」の項目を追加するなど）に改めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。
また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設側が住居費を請求しない期間が短くなる。

根拠法令等

・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知（令和3年7月5日）

【その他関係法令】

- ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第8号(別表第二の 94)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 47 条第 16 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市

○マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を経由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めていただきたい。

○照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。

○紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要す。

○既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。

○転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	153	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	153）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

地方教育費調査における調査項目の簡素化

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育費調査（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査）について、調査項目を集約化する
など、簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

本調査は、学校教育活動のための経費、社会教育活動・一般行政事務・教育委員会運営のための経費、教育に係る収入等の区分によって記入する帳票が異なり、さらに各帳票の中でも細かな項目ごとに数値を積算し、報告をしなければならない。

【支障事例・制度改革の必要性】

本調査への報告にあたっては、地方公共団体の決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。地方公共団体の決算科目と調査の項目が一致しないことから、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっている。さらに、報告前のエラーチェック対応により、前年度との増減比率等によっては理由を付して報告が必要となり、都道府県によっては別途市町村に増減理由等を報告するための帳票を提出させることでエラーの発現等に備えるなどの対応をしており、地方公共団体の負担となっている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の負担となっている。こうした一連の作業を合算すると10～20営業日程度の時間を専ら調査のために費やしていることから、多額の人件費が必要となっている。

また、同じ性質の支出であっても規模によって計上する項目が異なるなど、どの項目に計上するか判断が難しく、担当者によって判断の揺れがあることが否めず、正確な数値の報告ができていない可能性も多分に考えられるとともに、誤計上が生じやすい状況となっており、非効率な事務処理の要因となっている。

なお、個々の財務伝票の処理時に、本調査の実施を見込み、あらかじめ振り分け作業を行うことも想定されるが、数多くの処理に合わせてこの作業を行うことは非効率であり、毎年説明書が更新される中では、効果を望むことが難しい。

【支障の解決策】

例えば旅費について、教員や教育補助員の旅費は「教育活動費」に、事務職員の旅費は「その他の管理費」に振り分けて再計算する必要がある。本調査の調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化することや、旅費や修繕費などについては、その内容にかかわらず同一項目での報告とすることなど、簡素化をすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村双方で本調査への回答作業に要していた多くの時間を、教育環境の整備に充てることが可能となる。

根拠法令等

地方教育費調査要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、花巻市、海老名市、長野県、半田市、豊田市、小牧市、大治町、三重県、大阪市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、高知県、大村市、熊本市、八代市、宮崎県

○提案内容に加えて、本調査の分析にあたっては、各学校及び幼稚園に対して予算の支出目的について「教育活動費」や「補助活動費」によるものか支出項目（消耗品費、修繕料等）ごとに教育委員会から照会を行い、各学校ごとに分析を行い回答を取りまとめている。調査項目が簡素化されることで、学校の事務負担削減にもつながる。

○当市では、財政部局の地方財政状況調査（決算統計）のデータや人事課の人件費の詳細などをもらい、データ加工し算出しており、おおむね7～10 営業日程度の作業時間がかかり、多くの時間を要している。煩雑な調査内容による支障事例としては、例えば、人件費において、本務・兼務・事務職員・その他など詳細な区分ごとに計上する必要があり、また、学校基本調査と本調査の「兼務教員」の定義が異なる（学校基本調査では非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱うなど）ことなどもあり、作業時間や確認時間を費やす一因となっている。

○提案団体の茅ヶ崎市も支障事例として挙げているとおり、本調査の報告には決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計する必要がある。決算科目と調査の項目が一致しないため、該当する全ての支出・収入について精査が必要となっており、当市においても 20 営業日以上時間を本調査のために費やしている状況である。これは、事務負担軽減としてすべての自治体が望むものであり、地方教育費調査項目の集約、簡素化が調査に支障がないのであれば、ぜひ項目の見直し等をお願いしたい。

○当県においても、地方公共団体の決算科目と地方教育費調査の調査項目が一致しないために、該当するすべての支出・収入について精査を要したり、報告後の疑義照会により職員の負担となっている。また、地方教育費調査においては対象外とされる数値もあり、その除外の適否から疑義照会の対象となるケースについても、文部科学省と市町村との間で連絡調整に時間を費やす要因となっている。

○当市においても、本調査報告にあたり、決算書類等の資料から、各支出・収入が本調査のどの項目に該当するか整理した上で、項目ごとの数値を振り分け、集計しており、該当支出・収入項目の精査や報告前のエラーチェック対応等事務負担が生じている。加えて、報告後も疑義照会が3、4回行われることがあり、職員の負担となっている。同性質の支出でも規模によって計上項目が異なるなど、その判断は当該年度の担当者によって差異が生じやすく、非効率な事務処理の要因となっている。本調査項目を、地方公共団体の財務の実態に則して集約化するなど、効率化していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	163	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	163 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の簡略化

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、（中略）協議するものとする。」とあるのを、「市町村の教育委員会は、（中略）通知するものとする。ただし、家庭環境等の特別な事情により、受け入れる学校や児童・生徒への配慮の必要性がある場合は事前協議をするものとする」に改める。
DV 事案等事前協議を要する場合や万が一疑義がある場合等については、市区町村が同一ルールのもと事務処理を行えるよう、全国的に統一した事務要領・判断基準等を示されたい。

具体的な支障事例

現在、区域外就学を行う場合、学校教育法施行令第9条第2項「市町村の教育委員会は、…（省略）…、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。」との規定に基づき、就学校の存する市区町村と住所の存する市区町村との間で協議を行っている。
しかしながら、就学校の存する市区町村からは、予め「承諾する」旨を印字された回答書を協議書と同送し、住所の存する市区町村は、日付記入や公印押印をして返信するだけの事案が大半を占めている。また、DV 等特殊事情を抱えた家庭の児童生徒については、実務上関係機関間の事前調整がなされているため、儀礼的に事前調整後の協議書への回答として、承諾すると回答している。
回答側からの承諾を待っている間、当該校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要したり、年度末に重なれば承諾待ちによる未完結事案の件数増加に繋がったりし、協議に係る事務処理以外においても事務処理に支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

就学校の存する市区町村（協議打診側）は、通知のみで対応可能となり、回答書類の受付事務処理を省略可能。
住所の存する市町村（打診を受け、回答する側）は、収受のみで対応可能となり、回答のための事務処理、郵送代、書類の管理経費を節約可能。
受入校や児童生徒への配慮が必要となる DV 避難事案等は、当該市区町村間で事前調整を行うことで協議書・回答書のやり取りなく対応可能。
通知受取後に学籍異動日等の調整を要する場合も、その都度当該市区町村間で個別調整をすれば対応可能である。

以上より、簡略化した協議を原則とすることで、行政の効率化が図られる。

なお、1つ1つの事務としては軽微なものであり、一市としては大きな節減効果があるとは言えないかもしれないが、積み重ねると大きなものとなる。また、全国同じ法律のもと業務を行っていることから大きな波及効果が見込まれ、国全体の節減効果としては大きな規模となると考えられる。

どの市区町村も限られた人員で事務を回している状況の中、新たな発想・施策も求められているところである。少しでも担当者の負担を軽減し、そこで生まれた余力や時間を使って、今後の事務・施策を展開していきたい。

根拠法令等

学校教育法施行令第9条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、稲沢市、大治町、守口市、高松市、熊本市

○区域外就学申請を受理する（就学校がある側）場合は、協議書を発送後、回答側からの回答を待っている間、就学校へ発出する児童生徒の異動に係る通知に時間を要する。住民票を有し、回答を返送する側については、同意書を作成する事務処理に時間を有する。また、年度末に申請が重なることが多く、児童生徒数の報告関係から、限られた日数の中で協議を早急に行う必要もでてくるため、事務処理に支障が生じている。

○区域外就学期間が短い場合、回答側の承諾を待っている間に、住所の存する市町村の小中学校に転校することがある、この場合、区域外就学している学校を通して保護者に通知することができず、事務処理に支障が生じる。

○協議事体が形骸化しており、当市や他市町村と協議といっても書面のみやり取りで済んでいるのが実情である（DV案件等の重大案件を除く）。協議打診側、協議回答側双方のやり取りで協議がまとまらないケースは全くないため、郵送事務、公印押印事務などが手間となっている。事務軽減につながることから、制度改革は必要であるとする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	174）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人による出資範囲の拡大（ベンチャーキャピタル及びファンド等）

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO（特定大学技術移転事業）及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条
産業競争力強化法第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	175 ）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人による出資範囲の拡大（大学発ベンチャー）

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO（特定大学技術移転事業）及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、これまで 40 社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-3	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	257）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

提案団体

東京都、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為（国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む）が可能になるよう、見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	182	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	182 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

部活動の地域移行に係る実証事業関係文書の連名化及び発出時期や様式の統一化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

部活動の地域移行に係る実証事業を令和3年から継続して国が行っている。国の委託事業として、県を通じて市町村が取り組んでいるが、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で、提出する書類及び提出スケジュールが異なっているため、統一化して欲しい。具体的には、部活動の地域移行の実証事業の文書発出は、スポーツ庁と文化庁の連名とし、発出時期や様式を統一されたい。

具体的な支障事例

事業を実施している市町村では、運動部と文化部の双方の地域移行に関して一体的に取り組んでいる。しかし、令和3年度の事業開始以来、運動部を所管するスポーツ庁と文化部を所管する文化庁で提出書類の様式及び事業実施要項の内容等が異なっていることで、市町村において同じ担当者が2種類の書類を把握、作成する業務量が負担となっている。例えば、令和5年度の実績報告では、スポーツ庁にはパワーポイント形式での報告書を提出し、文化庁にはエクセル形式での報告書を提出するなど異なる様式での提出が求められ、支出証拠書類として添付が求められる書類も異なっていたため、負担が増大していた。また、県においては、市町村が運動部及び文化部の地域移行に一体的に取り組んでいる実態を踏まえ、事業実施市町村を採択する際には、事業の円滑な実施、市町村担当者の負担軽減の観点から、運動部所管課及び文化部所管課で連名の依頼文書等を作成しているが、スポーツ庁と文化庁でスケジュールが異なることによって、依頼は遅い日程、提出期限は早い日程に合わせる必要があり、市町村の検討期間が短くなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業を実施する市町村及び県の事務負担の軽減。（実証事業に取り組みやすくなる。）

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、盛岡市、花巻市、茨城県、さいたま市、上尾市、千葉県、神奈川県、川崎市、富山県、石川

○当県の市町村においても、運動部と文化部を一人で担当しているケースもあり、提案団体と同様の支障事例が起こっている。市町村担当者の負担軽減のためにも改正してもらいたい。

○中学校における部活動指導員の配置支援事業に係る補助金についても、運動部と文化部で同様の制度であるにもかかわらず、令和4年度からスポーツ庁と文化庁とで手続きが分かれており、県や市町村の事務負担が生じている。また、市町村は前年度末に提出する仮申請の段階で配置を希望する部活動指導員が運動部か文化部か決めなければならず、年度開始後に運動部を文化部に変更するなどの柔軟な対応をすることができない。

○現在、当市においては、運動部活動のみの実施であるため、スポーツ庁と文化庁の様式のちがいの部分で苦慮することはないが、今後、文化部でも実施すると仮定した場合を踏まえると、文書の発出時期や様式の統一化は必要であると考ええる。

○当県における R6 年度の事業実施状況は、「運動部・文化部両方実施」が 9 市町村、「運動部のみ実施」が 15 市町村、「文化部のみ実施」が 0 市町村、「両方実施していない」が 9 市町村となっており、制度改正による事務負担の軽減が必要である。

○部活動の地域連携・地域移行を推進するに当たっては、運動部と文化部について一体的に取り組んでいるところであり、実証事業における実施主体の事務負担の軽減を図るため、発出文書の連名化や発出時期、様式の統一化は必要と考える。

○発出時期や様式の統一により、実証事業に取り組む市町村の担当者の事務負担が軽減されると思われる。

○書類作成に係る業務量が非常に多く、負担となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	183	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	183 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定手続きの見直し

提案団体

岡山県、広島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

義務教育費国庫負担法に基づく国庫負担額の最高限度額の算定について、過年度分の実支出額の変更だけでなく、過年度分の算定総額の変更も含めて処理できるよう、手続きの見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

義務教育費国庫負担法においては、義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、原則その実支出額の3分の1を負担するが、特別の事情があるときは、国庫負担額の最高限度を政令で定めることができることとされており、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令において、国庫負担額の最高限度額は、原則当該年度における実支出額と一定の基準により算定した額（「算定総額」とのいずれか低い額の3分の1とすることとされている。

また、給与の追加支給・返納等により過年度分の実支出額に変更がある場合、その額が当該過年度分の算定総額より低いときは、当該過年度分の国庫負担額も変わることとなるが、同令において、一定の算定方法によりその変更額を当該年度の実支出額又は算定総額に合算することとされており、実績報告時に当該年度分とまとめて処理することが可能となっている（実支出額の減額変更については規定が曖昧だが、運用上増額変更と同様に処理）。

一方で、給与の追加支給・返納等により過年度分の算定総額に変更がある場合については規定がない。

【支障事例・制度改正の必要性】

同令に算定総額の変更の場合について規定されていない経緯は不明であり、手続様式における記入要領の問題もあいまって、以前はその取扱いが曖昧であったが、平成26年度に会計検査院から文部科学省に対してなされた指摘を受け、適切に変更処理を行うべきとの旨が周知徹底されたところである。

しかし、算定総額の変更に伴い国庫負担額が変わる場合は実支出額のような規定がないため、当該年度分の実績報告等の処理とは別に、経緯等を具体的にまとめた報告書の提出や返納等の処理が必要となっている。また、上記のとおり国庫負担額は実支出額と算定総額とのいずれか低い額に連動しているが、全国的に見ると、算定総額の方が低い（国庫負担額が実支出額に見合っていない）自治体が多く、実支給額よりも算定総額の変更により国庫負担額が変動する可能性の方が高いのが現状である。

【支障の解決策】

算定総額が実支出額より低い場合においても、実績報告時に過年度の算定総額の変更額を反映できるよう同令等の関係規定の整備を行い、現在運用している経緯等をまとめた報告書の提出及び返納に係る一連の事務手続きを不要にするため、実支出額と算定総額のいずれの変更の場合でも当該年度分とまとめて処理できるようにする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

算定総額の変更の場合の処理を当該年度分の実績報告等の処理と同じ手続きの流れの中に一本化することで、複数年度に渡って様々な要因により変動することが避けられない国庫負担額の適切な管理に資するとともに、時期や内容などがそれぞれ異なる書類を作成・審査したり別々な会計処理を行うなどの必要がなくなることにより国と自治体の双方の負担軽減につながる。

また、実支出額と算定総額とでその変更に伴い国庫負担額が変わる際の手続きに差異が生じていることについて規定・取扱いを整理・明確化することにより、事務の適正化につながる。

根拠法令等

義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第3条、限度政令第2条第1項第5号及び第2項第5号に規定する額の算定の方法等（文部科学大臣と財務大臣の「協議書」）の二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、浜松市、京都府、熊本市

○当県は算定総額により交付決定されている。令和5年度において過年度の算定総額の変更が複数年分生じたため、該当年度毎に関係する過去の報告書等の修正を行い再提出した。そのため、交付額が再確定するまでに時間がかかった。算定総額の変更の場合の処理も当該年度分の実績報告の処理と同じ手続きの流れの中で行えるようになれば、業務の効率化が図られる。

○提案団体と同様の支障事例があり、過年度の算定総額の変更の処理を当該年度の実績報告時の処理と同じ手続きの中に取り込むことで、事務負担の軽減につながると考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	184	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	184 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

不活動宗教法人のみなし解散を可能とすること

提案団体

宮城県、仙台市、南三陸町、秋田県、福島県、新潟県、広島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している不活動宗教法人について、公益法人と同様に、長期間登記がなされない場合、みなし解散とするよう、宗教法人法の「第6章解散」に、「休眠宗教法人のみなし解散」及び「宗教法人の継続」の条項を追加すること。

具体的な支障事例

【現状】

宗教法人については、代表役員の不存在等の理由により、実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している法人も少なからず存在しており、当県でも不活動宗教法人と判断した法人のうち半数以上の法人で、代表役員の死亡が確認されている。このような不活動宗教法人を放置した場合には、第三者により法人格を不正に取得され、脱税などの行為に悪用される可能性があるなど、その解消が急務であり、社会的な課題となっている。

法定受託事務として、各都道府県は宗教法人に係る認証事務等を所管しており、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応については国からも強く求められているところであるが、解散に至るまでの手続きが煩雑であることや人員不足等から、これまで取組が進んでいない状況である。

【支障事例】

不活動宗教法人の解消を任意解散等により進める場合は、法人関係者の協力が不可欠であるが、既に死亡しているなど、連絡可能な役員や関係者が少なくなっていることも多く、その場合の任意解散等は非常に困難なものとなる。また、法人による任意解散等が難しい場合、所轄庁が裁判所に解散命令請求を行うことになるが、必要書類の収集や清算人の選任、残余財産の処分等の清算手続きが難航する場合には、膨大な時間と労力が必要となる。

【支障の解決策】

代表役員死亡後も長期間登記がなされないなど、一定の要件を満たす不活動宗教法人を解散したものとみなすことで、解散に至るまでの事務負担を軽減できると考える。

【類似の制度】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条において、5年以上登記の変更がなく、法務大臣による官報公告の後、必要な手続きを取らなかった場合、みなし解散となる旨が規定されており、休眠法人の整理が図られている。

【新たな社会情勢の変化等】

令和4年度に、事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の確実な実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性に関する答弁があった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不活動宗教法人と認定された法人のうち、代表役員不存在の状況にありながら、長期間登記がなされない法人等についての整理がなされることで、第三者による法人格の不正取得等を未然に防ぐことが可能となり、所轄庁においては、自主的な解散や活動再開を模索する法人の対応に注力することが可能となる。

根拠法令等

宗教法人法第 49 条第2項、第 50 条第3項、第 81 条第1項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

○当県においても、代表役員が死亡し、連絡可能な役員や関係者が不明で、任意解散が困難と思われる不活動法人がある。当県が裁判所に解散命令請求を行うほか整理する方法がない可能性が高いが、法人名義の不動産があり残余財産の処分を要するため、時間的にも労力的にも多くの課題が予想される。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	187	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	187)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

登録有形文化財(建造物)における「維持の措置」に該当する範囲の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、今治市、八幡浜市、西条市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

登録有形文化財(建造物)における修理において、現状変更に当たらない「維持の措置」に該当する範囲を文化庁の方で明確に規定する。

具体的な支障事例

登録有形文化財の修理において現状変更の届出が必要となる基準が曖昧で困っている。文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』5、6ページには「維持の措置」の範囲内であれば届出不要、超えるようであれば届出必要という区別がなされており、文字だけでなくイラストでも説明されている。市町の文化財部局の担当者から、この修理は「維持の措置」に当たるのか文化庁に問い合わせしてほしい、という問い合わせがしばしば寄せられ、都度文化庁に問い合わせている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、今後所有者から修理について問い合わせがあった際に県を通じて文化庁に都度問い合わせる必要がなくなる。「維持の措置」に該当する範囲や事例などを文化庁の方で明確に規定することにより、所有者の方で現状変更にあたる修理かどうか判断できることが増えることにより、行政の効率化が期待できる。

根拠法令等

文化財保護法第 64 条、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書に関する規則第 17 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、長野県

○当該基準は文化庁が発行している『登録有形文化財(建造物)の手引2 登録後の各種届出』に原則は示さ

れているが、曖昧なところがあるため、事案が発生する都度、念のため県担当部局を通じて文化庁に問い合わせている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	199	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	199）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

司書教諭の設置義務の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば（例：司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば）、司書教諭を置かないことができるとしたい。

具体的な支障事例

異動事務及び教員採用においては、県費負担教職員が区市町村教育委員会に振り分けられるが、司書教諭資格所有者が潤沢に配置される訳ではない。特に中学校では、退職等する司書教諭が担当していた教科で、司書教諭資格保有者が代替要員として補充される確率は低い。そのため、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えていない状況となっている。具体的には、学年主任、進路指導主任、特定の部活の顧問ができる教員等が不足している状況の中、その条件を満たさない司書教諭を配置した場合、学年運営、進路指導への支障が生じるほか、部活動での技術指導が困難となる事態が生じる。また、学校図書館法第4条第1項で定める「学校図書館の運営」の内容は、司書教諭に限らず、司書教諭資格等を有する学校司書が行うことも可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

司書教諭資格所有という理由だけで、配置先の学校が限定されてしまうことがなくなり、教員本人の特性や希望及び住所、地区内のバランス、学校の状況等を重視した人事配置が可能となることにより、子どもたちに対する最適な教育環境の整備がなされる。

根拠法令等

学校図書館法第5条第1項、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県

○市全体のバランスを鑑み、教員の特性や学校の実情に応じて適切な人事配置をしていきたいが、司書教諭の資格の有無が人的配置の一つの条件であることは、子どもたちの最適な教育環境を整えるうえで一つの障壁となっている。現在、市内には司書教諭の資格保持者が一定数いるため、制度改革の緊急性はまだ高くない。しかし今後、退職者数が増えていくことを見越すと、制度改革の議論が必要になると考える。

○当市においても、司書教諭の資格所有者が潤沢にいる状況ではなく、その有無により、市内人事異動の際に学校の課題に正対した人事配置ができなかったり、資格所有者の異動先が限定されたりする場合もある。

○提案団体と同様の事例があり、子どもたちに対する最適な教育環境の整備の観点から、制度改革が必要と考える。

○司書教諭資格の所有の有無が人事配置に影響を与えるため、今後、学校要望や本人希望に沿わない人事配置とならざるを得ないケースの発生が懸念される。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	205）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム（ADAMS）により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	206	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	206 ）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」（令和4年3月29日総行第85号総税企第35号）及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」（2022年3月29日2022事会第29号）を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票（納付書）ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円（税別）の手数料負担に及びざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票（納付書）により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料（個人負担分及び事業主負担分）、国有林借地料、借入償還金（国土交通省分）

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和 27 年大蔵省令第 141 号)第9条
国稅収納金整理資金事務取扱規則(昭和 29 年大蔵省令第 39 号)第 12 条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月 29 日総行行第 85 号総税企第 35 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	213	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	213 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

文化財保存事業費関係補助金交付等における手続きの明確化

提案団体

高松市、川崎市、東かがわ市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財に関わる補助事業を所管する文化庁が、補助事業に伴う具体的で分かりやすい契約等のルールやマニュアルを作成し、HP等で周知いただきたい。

文化財保存事業費関係補助金交付要綱には、補助事業者が民間事業者である場合、その交付の条件（第4条第1項第14号）及び事業の遂行（第8条）にあたる事項として、「補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行わなければならないこと。」などと記載されており、補助事業に必要な契約等の具体的な方法が明示されていないため。

具体的な支障事例

補助事業者が所在する自治体の法令等に準じて契約事務を行うことが補助金交付の条件となっているが、具体的な法令や規則が示されていない。また、当市の契約規則で規定されている入札に係る告示事項及び期間、入札及び契約保証金の取り扱いなどをどの程度適用すべきか明らかでない。契約等に係る規則は、自治体が事務執行する上で定めたものであり、宗教法人・文化財保存会等の補助事業者には適用するには困難なものが多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。

交付決定書で条件に附された内容について、過去に補助事業者から当市に契約事務をどのように進めればよいかわき合いがあり、その際には県が国に確認したことを伝言のような形で補助事業者に回答せざるを得ず、また県も当市の契約規則等を理解していない等のため、説明内容に一貫性が欠ける場合もあり、調整役となっている当市担当者の負担も大きい。

当件は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条及び第7条第1項第2号により、補助金が公正かつ効率的に使われるとともに、交付の目的が達成されるよう、必要に応じて国が契約等に関する事項その他補助事業に関する事項について条件を附すものであり、これを市町村に不明瞭な形で委任することで、事業の利便性や効率性を阻害している。また、市町村には国の補助事業について民間の補助事業者を指導できるような法的根拠はなく、その事務等に関わることは会計検査や監査請求において、当市への責任の帰属や職員の人件費投入の是非が問題となることも懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間の補助事業（予定）者から、国の補助事業を活用した文化財修理等の事業を検討又は実施する際に、どのように契約事務を進めれば良いのか分からないという意見を頂くことが多い。また、契約等の事務手続きが難解で手間がかかるため、文化財の修理等を躊躇する、或いは断念せざるを得ないとの感想や意見を頂くことがあった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

文化庁が、補助事業における契約事務に関するルールやマニュアルを作成・公表することで、広く申請の機会を与えることができるとともに、利便性をもった効率的な事業に繋がる。これに加え、国の補助事業に関して権限をもたない市町村も責任の所在等に関する懸念が払拭できる。

令和5年度には文化財関係国庫補助金申請等手続きの電子化が提案されているが、当件はその前提となるべき対策であり、合わせて行政及び補助事業者の利便性や効率性が大きく向上する効果が期待できる。

根拠法令等

「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」、「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱」、「地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）募集案内」、「文化財補助金実務ガイドブック」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、前橋市、鴻巣市、豊田市

○市町村の規則による契約等事務には、文化財保存会等の補助事業者に適用するには困難なものが多く、当市担当者が説明したとしても補助事業者が契約事務を主体的に進めることは困難となっている。また、A市とB市では契約等事務の煩雑さに違いがある事で、事業者間に不公平がある。

○補助事業者が小規模な団体である場合、入札・契約に関し不慣れであること等から事務ミス等により入札が不成立となり再公募・再入札となる事例が発生している。市担当者に対し契約事務・入札のやり方のレクチャーを求められることがあるが、責任の所在が不明確となる懸念がある。

わかりやすいマニュアルがあれば、事業の円滑な遂行に資すると考えられる。

○文化財関係補助金交付要綱等を参照し、補助金申請～実績報告までの事務を行っているが、添付書類の種類、記入例などの具体的な記述がなく、記入方法等について県担当者に問い合わせてもわからないと言われることがあり、業務効率化の妨げになっている。現在は該当しないが、将来的に民間所有者からの申請等を受付ける際には、要らぬトラブルの元となる可能性が大いに懸念される所である。

○当市の契約等に係る規則は、当市が事務執行する上で定めたものであり、文化財保存団体等の補助事業者に適用することは不可能である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	265	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	265 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

営利目的も含めた学校のスポーツ施設の一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

学校教育法第137条では、学校施設の社会教育への利用について、「社会教育その他公共のため」という限定の中で利用させることができるとされている。スポーツ基本法第13条第1項では、「学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とされている。

【支障事例】

当市では、学校教育法の規定に基づき、学校施設の目的外使用に係る各種規則において、営利を目的とした利用を許可しないこととしている。

【制度改正の必要性】

「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言（2021年6月）」38頁では営利目的での学校施設の利用について許容することを前提とした記載がされているが、学校教育法第137条の規定を踏まえているのかが不明であり、同規定に反することはないか疑義が残る。

【支障の解決策】

学校施設の利用について営利を目的とした利用を可能とするためには、学校教育法の規定が支障となると思われるが、当該部分の解釈を明確化してもらうことで、疑義・懸念が解消すると考える。

【参考】

- ・「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言」（2021年6月 経済産業省）38頁
- ・「第二期 スポーツ未来開拓会議 中間報告」（2023年7月 スポーツ庁・経済産業省）95頁

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市で令和5年度に実施した今後の学校施設の有効活用に向けた市民意見募集の中で、市民の方から、市民に身近な学校で有料の講座等を実施することなど検討してほしいと意見を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民にとって身近な公共施設である学校施設の更なる有効活用につながる。

根拠法令等

学校教育法第 137 条、学校施設の確保に関する政令第3条、社会教育法第 44 条及び第 45 条、スポーツ基本法第 13 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、浜松市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、高松市、大村市、熊本市、八代市

○当市においても条例等に基づき、地域団体等に対し一定の条件を設定のうえ、学校の一部施設の使用を許可している。条例で規定する使用条件に「営利を目的として使用するおそれがあるとき」との規定を設けており、営利目的と判断できるものについては、使用を許可していない。以上から、提案されている内容については、当市でも検討課題になりうることから、関係法令等の整理が必要と思われる。

○今後、部活動の地域移行や、学校施設の複合化を検討していく上でも、明確化されることが望ましい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	285	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	285)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の予約採用手続の見直し

提案団体

埼玉県、栃木県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用（進学前の申込）手続について、申請書類の配付、決定通知の交付、申請者からの必要書類のとりまとめは、高等学校等を介さずに同機構が直接、生徒・保護者との間で行うこと。また、予約採用手続について、申請者から必要書類をオンラインで提出できるようにすること。

具体的な支障事例

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用（進学前の申込）手続について

- ・同機構から申請時から決定時まで、高等学校等を介して手続きを行っている。
- ・各高等学校等の教員がこれらの事務を担っているが、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の観点から、「学校以外が担うべき業務」あるいは「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」に位置付けられるもの。
- ・奨学金事務に係る生徒への関係書類の配布や必要書類の回収は、担当教員にとって事務負担が大きい。

各学校では、毎年度、進路担当者、3学年担任などのうち、奨学金担当の教員は、予約採用の申請対応（全日制高校1校当たり平均 100 人以上）だけでなく、生徒・保護者からの相談についても対応する必要性が生じている。

相談の範囲が幅広いことから、各学校では、毎年度、担当教員が事前に情報収集したり、相談内容の回答を調べる等の必要も生じている。

※令和元年度の県内調査結果（全日制高校1校当たり平均人数）

- ①貸与型（第一種（無利息））申請 平均 51.4 人
- ②貸与型（第二種（利息あり））申請 平均 57.9 人
- ③給付型の申請 平均 32.3 人

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

日本学生支援機構の手引きには「奨学金に関する手続きはすべて生徒本人が行う必要」がある旨、記載されているが、給付型奨学金制度の運用変更もあり、奨学金給付等を希望するすべての生徒が自分自身で行える手続ではなくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により教員の負担軽減につながる。

根拠法令等

平成 31 年1月 25 日付け中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、平成 31 年3月 18 日付け 30 文科初第 1497 号「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」、令和5年9月8日付け5文科初第 1090 号「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』を踏まえた取組の徹底等について(通知)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、仙台市、秋田県、石川県、長野県、浜松市、高知県、福岡市、熊本市

○3月に申請手続きの依頼があつてから、手続きの読込、生徒に対する案内、申請の受け付けと7月の申請終了まで、100 人を超えるの申請に対して事務手続きを行うことになり、大きな負担となっている。また、卒業から2年間は申請できることから、卒業生についても対応する必要があり、勤務時間内に収まらない対応を求められることもある。年度替わりの立て込んでいる時期に担当する教員には、事務量だけでなく精神的な負担も大きくなっている。